

新型インフルエンザ等業務継続計画

平成 28 年 6 月

日 置 市

沿革

平成28年6月1日作成

令和2年5月29日修正

令和3年3月16日修正

目 次

第1章 業務継続計画の策定

- 1 業務継続計画策定の目的 …………… P 1
- 2 想定する事態 …………… P 2
- 3 新型インフルエンザ等発生時における執行体制 …………… P 2
- 4 運用の考え方 …………… P 6
- 5 新型インフルエンザ等対策等行動計画との関係 …………… P 8
- 6 大規模災害を想定した業務継続計画との関係 …………… P 8

第2章 非常時優先業務の特定

- 1 基本的な考え方 …………… P 10
- 2 各課における優先業務 …………… P 11
- 3 応援体制 …………… P 11
- 4 指定管理者・委託事業者への指導 …………… P 11

第3章 執行体制の整備及び確保

- 1 業務継続体制への移行 …………… P 12
- 2 職員の勤務の取扱い …………… P 12
- 3 職員及びその親族の感染症状等の把握 …………… P 13
- 4 指揮命令系統の周知・確認 …………… P 14

第4章 新型インフルエンザ等感染症防止対策

- 1 職員への感染予防・拡大防止対策 …………… P 15
- 2 市有施設等における感染拡大防止 …………… P 17
- 3 計画の見直し …………… P 17

第1章 業務継続計画の策定

1 業務継続計画策定の目的

新型インフルエンザ等（市新型インフルエンザ等対策行動計画の対象とする感染症）が、県内で大流行した場合に備え、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等対策業務を円滑に実施するとともに、市の業務への影響をできる限り最小限に抑えることにより、市民の安心安全の確保を図ることとする。

※ 業務継続計画とは、大規模災害が発生し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て適切な業務執行を行うことを目的とした計画（出典：中央省庁業務継続ガイドライン）

※ 2 新型インフルエンザ等対策行動計画の対象とする感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

2 想定する事態

国が示している「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（平成29年9月12日変更）では、全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定され、また、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算が行われるほか、社会・経済的な影響として、全国的に、従業員本人の罹患や家族の罹患等により従業員の最大40%程度が欠勤すると想定されている。

また、不要の事業の休止、物資の不足・停滞等により、経済活動が大幅に縮小する可能性があり、国民生活においては、学校・保育施設等の

臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足するなど、様々な場面で影響が出る可能性がある。

なお、本計画では最大40%の職員が出勤できない事態を想定するが、庁舎内職員に感染者が発生した場合は、接触者の調査等や消毒等の実施のため、所属の職員全員が出勤できない事態や執務室に入室できない事態になり得ることや、感染者と濃厚接触した職員についても健康観察や外出自粛を要請され、出勤できなくなるケースも想定されることに十分留意する必要がある。

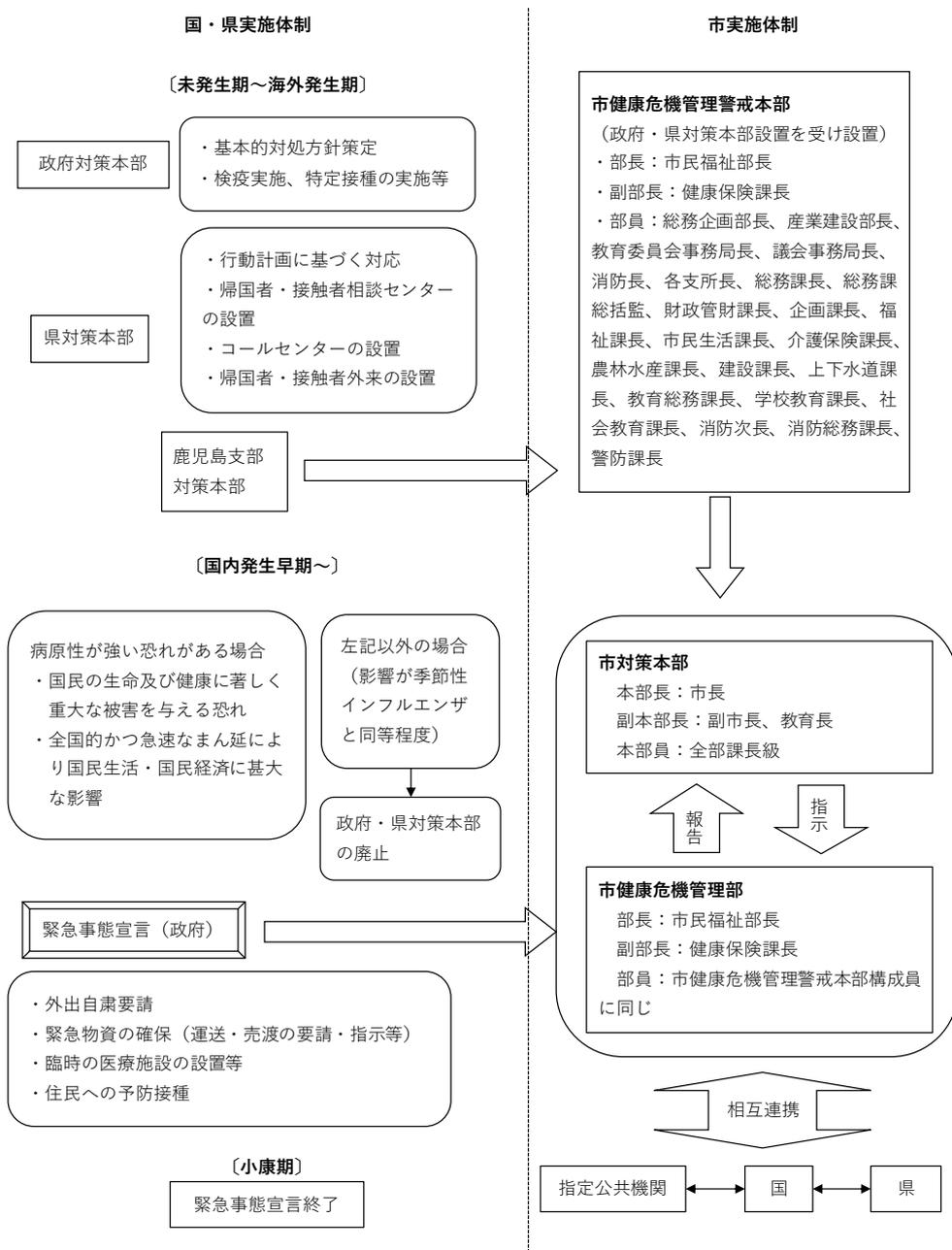
3 新型インフルエンザ等発生時における執行体制

新型インフルエンザ等が発生し、国及び県にそれぞれ対策本部が設置された場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、市民福祉部長を本部長とする危機管理警戒本部を設置し、情報共有をするとともに、関係部署は必要な対策を講じる。

さらに、国が緊急事態宣言を発した際には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」及び「日置市新型インフルエンザ等対策本部条例」に基づき新型インフルエンザ等対策本部を直ちに設置する。

市新型インフルエンザ等対策本部は、国、県と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

〈新型インフルエンザ等対策の体制〉



執行体制は日置市インフルエンザ等対策行動計画」のIV. 新型インフルエンザ等対策事務分掌より

日置市新型インフルエンザ等対策本部各課の分掌事務

対 策 の 中 心 と な る 課	
関係課	事 務 分 掌
総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の健康管理に関すること。 2 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。 3 市役所業務、事業等の継続及び見直しに関すること。 4 防災行政無線を利用しての関連情報の提供に関すること。
財政管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 新型インフルエンザ等に関する財政措置等に関すること。 2 市役所庁舎における感染及び感染拡大防止に関すること。
企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者制度の総合調整に関すること。 2 テレワークの推進に関すること。
市民生活課	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物等の収集・処理に関すること。 2 遺体の埋火葬、安置に関すること。
福祉課 介護保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 要援護者に対する支援に関すること。 2 福祉施設における感染及び感染拡大防止に関すること。
健康保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市本部等の設置及び運営に関すること。 2 関連情報及び情報収集、伝達、集約に関すること。 3 各部門の総合調整及び統制に関すること。 4 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること。 5 非常事態宣言及び市民の社会活動の自粛要請に関すること。 6 計画の策定に関すること。 7 市民に対する情報提供及び啓発に関すること。 8 新型インフルエンザ等の予防と封じ込めに関すること。 9 予防接種の接種体制や実施に関すること。 10 医療体制への協力及び連絡調整に関すること。 11 物資・資材等の備蓄や供給 12 市民からの相談等の対応に関すること。 13 国、鹿児島県、他市等との連絡調整に関すること。
介護保険課	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス事業所との連絡調整に関すること。
教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設における感染及び感染拡大防止に関すること。 2 児童・生徒及び保護者に対する啓発等に関すること。
農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料品の確保等に関すること。

建設課	1 遺体の埋葬等に関する事。
商工観光課	1 事業者等との連絡調整に関する事。 2 食料品、生活必需品の安定供給の啓発。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各部署が協力して実施するものとする。</p> <p>なお、各支所の係については、本庁関係課の事務分掌を基本に事務を所掌するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。 ○ 新型インフルエンザ等に関連する情報の収集・提供に関する事。 ○ 新型インフルエンザ等に関連する広報・相談に関する事。 ○ 新型インフルエンザ等に影響を受けることが予想される所管事業の調整に関する事。 ○ 所管施設の新型インフルエンザ等に関連した運用・管理に関する事。 ○ 対策本部その他関係機関との連絡調整に関する事。 	

「日置市インフルエンザ等対策行動計画」のⅣ. 新型インフルエンザ等対策事務分掌より

4 運用の考え方

新型インフルエンザ等が県内で発生した場合においては、発生初期の段階でできる限り封じ込めを行い、感染拡大を可能な限り防止したうえで、市民の健康被害を最小限に抑え社会機能の破綻を防ぐことが、第一の責務であることから、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下、「新型インフルエンザ等対策業務」という。）を最優先に実施する。

併せて、市民生活への影響を最小限に抑えるため、市として優先して実施すべき「業務継続の優先度の高い業務」を絞り込み、当該業務を中断することなく、継続して実施する。

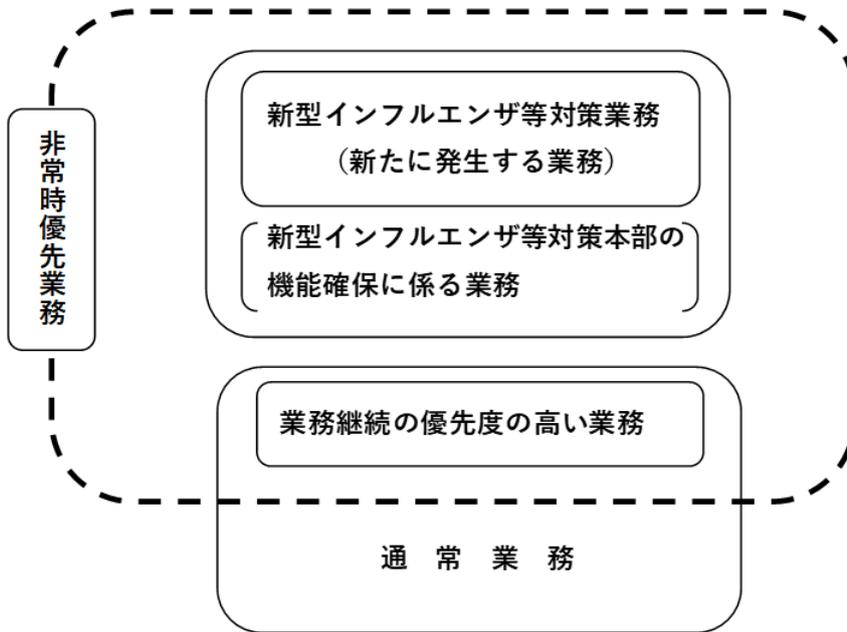
このため、「新型インフルエンザ等対策業務」及び「業務継続の優先度の高い業務」（以下「非常時優先業務」という。）を優先して実施するために必要となる人員や資源を確保するとともに、あらかじめ、優先的に実施する業務の順位を定めておき、これらの業務の継続的な実施に努める。

「非常時優先業務」以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。その後、「非常時優先業務」に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

これらの非常時優先業務を継続して実施するため、職員の最大40%が約2か月間程度出勤できない事態になることや、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の資源が、新型インフルエンザ等のまん延により被害を受け、十分に得られない事態になることも想定して、「非常時優先業務の特定」や「執務体制の整備及び確保」等について定めるものとする。

なお、実際に発生した新型インフルエンザ等ウイルスの病原性や感染力等によっては、計画に基づき実施する各種措置の弾力的な運用も行う。

図1 非常時有線業務イメージ



5 新型インフルエンザ等対策等行動計画との関係

- (1) 「新型インフルエンザ等対策等行動計画」（以下、「行動計画」という。）は、国外、国内、県内それぞれでの新型インフルエンザ等の小規模発生時から大規模発生時までの各段階に応じて、新型インフルエンザ等の発生防止や感染拡大防止、健康被害を最小限に抑えることを目的に、県、市町村、医療関係者、市民等が一体となって取り組むべき対策をあらかじめ明らかにし、事前に関係者に広く周知することにより、具体的な行動を迅速かつ確実に取ることができるようにしておくための計画である。
- (2) 一方、「業務継続計画」は、新型インフルエンザ等の大流行（パンデミック期）において、職員又は、その家族が新型インフルエンザ等に感染することにより多数の職員が出勤できなくなる等の事態が想定されることから、限られた人員の中で、新型インフルエンザ等対策業務を円滑に実施するとともに市民生活への影響を最小限に抑えるために、非常時優先業務を明らかにし、併せて、職員への更なる感染拡大を防止しながら、それらの業務を継続する体制について定める計画である。

6 大規模災害を想定した業務継続計画との関係

市では、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等の資源に制約を受けた場合でも、災害応急対策など優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、大規模な災害の発生等を想定して、業務継続計画を策定している。

業務継続計画は、本来、対象となるリスクごとに作成するのではなく、一つの計画により、想定されるすべてのリスクに対応するのが望ましいと考えられるが、大規模な災害と新型インフルエンザ等とは、被害の態様や感染症を取り巻く状況、それを踏まえた対応が相当異なると考えられる。

このため、市においては、感染状況等を踏まえた対応が迅速かつ的確に実施できるよう、別個の計画として、新型インフルエンザ等業務継続計画を策定するものである。

(参考) 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る。	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続レベルを決める。
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい。	○主として、人への健康被害が大きい。
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる。（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害抑制	○主に兆候がなく突発する。 ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される。

出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

第2章 非常時優先業務の特定

1 基本的な考え方

新型インフルエンザ等の大流行期（パンデミック期）には、人的な資源に制限があることを認識した上で、市として、新型インフルエンザ等対策に全庁を挙げて取り組むとともに、市民生活への影響を最小限に抑える必要があることから、市民の生命・財産に関する業務やライフラインの維持に必要な業務等を中断することなく継続して行わなければならない。

このため、優先すべき業務である「非常時優先業務」を特定し、これらの業務の要員を確保する体制をつくり、社会維持機能に関わる市としての責務を果たすことが求められている。

通常業務を以下の3つに区分する。

区分	考え方
優先度A 継続業務	新型インフルエンザ対策業務のほか住民の生命と健康を守る保健医療業務や住民生活に不可欠なごみ収集業務、介護支援などの業務
優先度B 縮小業務	通常業務のうち継続業務と休止業務以外のもので、対面業務等を工夫して実施する業務（窓口対応を中止し、電話、郵送等により対応方法を変更して対応）
優先度C 休止業務	保育園、幼稚園、学校は休園、休校し、感染拡大を防止するために多くの人が集まる文化・スポーツ施設等の運営やイベントの開催等の業務、または、緊急性を要しない業務、一般工事等の業務

《具体的な非常時優先業務の考え方》

区分		考え方	主な業務(例)
非常時優先業務	新型インフルエンザ対策業務(新たに発生する業務)	①感染拡大防止 ②危機感体制上、必要となる業務	①感染拡大防止策の周知、相談体制、保健医療対策など ②対策本部業務など
	A 継続業務	①市民の生命を守るための業務 ②市民生活の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④市業務維持のための基盤業務	①福祉施設(入所)など ②戸籍住民事務、介護支援など ③選挙事務 ④各種システムの維持など
	B 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務等を工夫して実施する業務	①内部業務・道路等の管理 ②許認可、届出、交付等の窓口業務など
	C 休止業務	①多数人が集まる文化施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務	①文化施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

職員
100%

職員
60%

2 各課における優先業務

業務継続計画実施する上で、各課における優先業務の一覧を示した。各課がどの業務を優先して行い、どの業務を縮小し、又は停止するか示したものである。

なお、優先度をA及びBの業務を継続するに当たり、最低限必要とする職員数を課ごとに示している。

優先業務は「日置市行政組織規則 別表第1」による。

3 応援体制

- (1) 応援体制は原則、課内対応→部内対応→部外対応の順で要員を調整する。
- (2) 各部内で調整困難な場合、総務企画部総務課において応援調整を行うものとする。

4 指定管理者・委託事業者への指導

市民生活に直結する業務のほか、市民が利用する市の施設には、その管理・運営を指定管理者又は委託業者に委ねている場合がある。

これらの業者に対しては、各所管課で業務継続計画の策定を指導し、不測の事態に対応できるようにしておくこと。

第3章 執務体制の整備及び確保

1 業務継続計画体制への移行

(1) 業務継続計画体制への移行

業務継続計画体制への移行については、新型インフルエンザ等の発生状況及び市業務への影響の程度等を総合的に勘案し、市新型インフルエンザ対策本部長が決定するものとする。

(2) 業務継続計画体制の解除

市新型インフルエンザ等対策本部長は、通常体制への復帰が適当であると判断したときは、その旨の指示を行うものとする。

2 職員の勤務等の取扱い

新型インフルエンザ等の大流行期等においては、職場内の感染症の拡大防止等を図るため、以下の取組を推進する。

(1) 職員の感染が確認された場合（感染の疑いを含む）等のサービスの取扱い

職員の感染が確認された場合や感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある場合は、職員の療養や感染症の拡大防止のため、病気休暇又は特別休暇を取得するとともに特別休暇が付与されない会計年度任用職員は、特別欠勤を認める。

職員本人が感染していなくても、小学校等の臨時休業等により子の世話がが必要な場合や職員又はその親族に発熱等のかぜ症状等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと所属長が認める場合、濃厚接触者として自宅待機が必要な場合も、必要に応じて、特別休暇等を取得し、又は在宅勤務とするとともに特別休暇が付与されない会計年度任用職員は、職務に専念する義務を免除する。

状況	サービス上の取扱い
①職員の感染が確認された場合	【常勤職員】 病気休暇の取得 【会計年度任用職員】 特別休暇（私傷病休暇）の取得又は特別欠勤を認める

② 職員又はその親族に感染症法に基づく外出自粛要請等が出された場合	【常勤職員等、会計年度任用職員】 在宅勤務
③ 職員又はその親族に発熱等のかぜ症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと所属長が認める場合	【常勤職員】 特別休暇（看護休暇又は出勤困難）の取得 【会計年度任用職員】 特別休暇（出勤困難）の取得又は職務に専念する義務の免除
④ 小学校等の休業により子の世話が必要な場合	【常勤職員】 特別休暇（出勤困難）の取得 【会計年度任用職員】 特別休暇（出勤困難）の取得又は職務に専念する義務の免除 〔 感染拡大を防ぐための社会的措置であり、各所属長は特別休暇等が取得できるよう努めるものとする。 〕

○ 上記の取扱いを基本としつつ、その時点の国からの通知を踏まえた対応に留意する必要がある。

(2) 人との接触を低減する取組の実施

新型インフルエンザ等の大流行期等においては、所属長は、職場内における感染拡大防止のため、感染症の感染リスクを低減させることを目的に、分散勤務、在宅勤務又は年次有給休暇の取得（以下「分散勤務等」という。）により、人との接触を低減する取組を推進する。

特に分散勤務等が困難な所属においては、管理監督者も含め、職員同士の間隔を空けるなどの取組を行う。

所属長は、分散勤務等に取り組めるよう、適宜、業務の執行方法や実施時期等の見直し（資料の簡素化やWeb会議の活用等）を行う。

(3) 職員の出張等

新型インフルエンザ等の発生状況によっては、職員の出張は原則として控えることとする。

なお、出張先の感染者の発生動向や用務の緊急性などを十分検討の上、判断するものとする。

3 職員及びその親族の感染状況等の把握

職員及びその親族の感染が確認された場合（感染の疑いを含む。）、各課局は総務課に報告し、その報告により感染状況を把握する。

4 指揮命令系統の周知・確認

新型インフルエンザ等の大流行期（パンデミック期）においては、「新型インフルエンザ等対策業務」を新型インフルエンザ等対策本部組織体制により遂行するとともに、「業務継続の優先度の高い業務」をそれぞれ所管する組織が遂行する必要があることから、それぞれの組織においては、決裁又は同意について権限を有する者（以下「決裁者等」という。）が不在の場合にも迅速・適切に意思決定できるよう、代決者を含む指揮命令系統を日頃から十分周知・確認しておく必要がある。

第4章 新型インフルエンザ等感染症防止対策

1 職員への感染予防・拡大防止対策

職員の新型インフルエンザ等の感染予防と感染拡大防止のため、国の新型インフルエンザに関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、必要に応じて以下の措置等を講じる。

併せて、職員の家族についても職員を通じ職員と同様な感染防止のための行動をとるよう要請する。

- (1) 職員に、新型インフルエンザの国内外及び県内での発生状況、感染予防・感染拡大防止のため留意事項等に関する情報の周知徹底を図るとともに、職員一人ひとりが感染症に対して、正しく理解し、正しい情報に基づき、適切な判断行動をとるよう徹底させる。
- (2) 職員に健康管理を徹底させるとともに、人との接触を低減する観点から、換気が悪く、人が密に集まるような空間で、至近距離で会話する環境での業務を避け、実施方法を工夫すること、マスクの着用や咳エチケット、うがい、手洗い等を励行することを徹底させる。
- (3) 感染症の拡大防止を徹底するため、日頃からマスクの備蓄に努めるとともに、職員に、業務遂行にあたって必要なマスクを配布し、着用を指示する。

着用は、原則として県内発生時に開始することとするが、着用開始の必要性の有無や着用する所属の地域的範囲は、患者の感染経路や発生地域等も考慮し決定する。

また、マスク配布に当たっては、患者等に直接、接する可能性のある職員や窓口対応等対面で業務を行う職員を優先する。

なお、使用済みのマスクやせき、くしゃみなどをする際に使用したティッシュ等を捨てるゴミ箱の設置場所は特定する。また、捨てられたマスク等に不用意に触れることや新型インフルエンザ等ウイルスが飛散することがないように処理する。

- (4) 業務遂行に当たっては、あらかじめ検討した次のような事項等の感染予防・拡大防止のための対応を行う。

① 執務環境

- ・ 会議室等別の執務場所を確保し、執務室内での勤務職員を減らすなど、いわゆる3つの密を避ける「分散勤務」

- ・パーティション等の設置、分散勤務や机の間隔を広げるなど、職員同士の距離を確保
- ・窓口業務等対面で業務を行う場合、マスク着用や対面する人との距離の確保等の感染防止対策を徹底
- ・手指消毒液の執務室入口への設置

②会議やイベント等の開催

- ・対面による会議を避け、書面開催又はWeb会議の活用を検討
- ・対面により開催する場合は、座席の間隔をあける、換気を行う、必要最小限の参加者とするなどの、適切な感染防止策を講じる。
- ・多くの人が集まるイベント等の中止や延期
- ・本市で開催する会議等への発生地域からの参加については、業務の緊急性等を十分検討する。

③出張等の扱い

- ・発生地域における事業実施の中止や延期を行うとともに、出張は原則として控えることとする。

出張する場合は、感染予防策を講じること。

④通勤時の配慮

- ・公共交通機関の利用自粛
- ・職員用駐車場等の開放

(5) 職員に発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる場所への外出を自粛するよう指導する。

また、県内での大流行期(パンデミック期)等、必要に応じ不要不急の外出を自粛するよう指導する。

(6) 発熱、咳、全身倦怠感等の症状を有する職員に対しては、保健所(発熱相談センター)に相談を指示し、その結果を職場に連絡させ、必要に応じ、サービスの取扱いに基づく対応をとる。

(7) 職員が感染者と濃厚接触した可能性がある場合には、発熱相談センターに相談するよう指示し、その結果を職場に連絡させ、必要に応じ、サービスの取扱いに基づく対応をとる。

(8) 感染者が発生した所属又は当該所属が入っている庁舎については、所管保健所による接触者(職場内)の調査に協力するとともに、必要に応じて一時閉鎖して、消毒等の感染拡大防止策を講じる。

※ この他にも、職員等への感染防止対策として、対策本部会議等で決定した措置について、実施するものとする。

2 市有施設等における感染拡大防止

市役所等市有施設内で感染が拡大しないよう、申請窓口の受付方法や庁舎出入口等の制限等を行い、感染防止拡大を図る。平常時と施設の利用方法の変更を行う際は、広報紙、ホームページ、フェイスブック等をはじめとした周知を徹底し、市民や事業等に協力を依頼する。

3 計画の見直し

日置市新型インフルエンザ等対策行動計画に修正が発生した場合や、国や県の計画やガイドラインが見直しされた場合には、必要に応じて本計画を見直すものとする。

また、各課の優先業務については検討結果等を踏まえて随時、更新していく。